

副 本



# 上告状兼上告受理申立書

令和4年9月28日

最高裁判所 御中

上告人兼申立人訴訟代理人

弁 護 士 小 山 信 二 郎



同 岡 田 隆



同 李 哲 芝



同 吉 川 孝



〒649-2200

和歌山県西牟婁郡白浜町字寒サ浦3771番地20

上告人兼申立人 ハートランド管理センター株式会社

上記代表者代表取締役 和 泉 一

〒102-0076

東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル9階

市ヶ谷総合法律事務所 (送達場所)

電 話 03-3239-7320

FAX 03-3239-7322

上告人兼申立人

訴訟代理人弁護士 小 山 信 二 郎

同 岡 田 隆

同 李 哲 芝

同 吉 川 孝

〒650-0011

神戸市中央区下山手通五丁目7番11号 兵庫県母子会館2階

被上告人兼相手方 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

上記代表者理事 鈴木 尉 久

差止請求上告兼上告受理申立事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金2万6000円

上記当事者間の大阪高等裁判所令和3年（ネ）第2218号請求差止請求控訴事件について、同裁判所が令和4年9月20日に言い渡した判決のうち上告人兼上告受理申立人敗訴部分は不服であるから上告提起及び上告受理の申立てをする。

#### 控訴審判決の表示

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、消費者との間で分譲地管理契約を締結するに際し、別紙1規定条項目録記載の条項中「但し、所有者が分譲地に土地を所有する間、更新するものとする。」との条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

(2) 被控訴人は、消費者との間で分譲地管理契約を締結するに際し、当該分譲地管理契約の対象たる土地を所有していることをもって当該消費者が当該分譲地管理契約の更新の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項を契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

(3) 被控訴人は、別紙1規定条項目録記載の条項中「但し、所有者が分譲地に土地を所有する間、更新するものとする。」との条項が記載された書面を廃棄せよ。

(4) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを3分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

#### 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

#### 上告受理申立ての趣旨

本件上告を受理する。

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

#### 上告及び上告受理申立の理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

#### 添付書類

1	上告状兼上告受理申立書副本	1通
2	資格証明書	2通
3	訴訟委任状	1通
		以上